

(次世代育成支援対策推進法に基づく)

社会福祉法人あだちの里 一般事業主行動計画

社会福祉法人あだちの里

理事長 有賀 純三

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日

目標1 ノー残業デーの拡大と効率的な業務処理の確立による所定外労働時間の短縮

(1) ノー残業デー実施の拡大をすすめる。

令和3年4月より 週1回

(2) 事業毎の時間外労働時間を職員向けに公表し、さらなる啓蒙に繋げる。また、効率的な業務遂行のための方策を検討し、実施することで時間外労働の削減に繋げる。

令和4年3月 職員へ公表

目標2 年次有給休暇の取得促進

(1) 事業毎の年次有給休暇取得数を職員向けに公表し、さらなる啓蒙に繋げる。年5日間の年次有給休暇の確実な取得だけでなく、計画的に有給休暇を取得できるような取り組みを実践していく。

(2) 前年度対比で、取得率を毎年度5%以上上げていく。

以上

(女性活躍推進法に基づく)

社会福祉法人あだちの里 一般事業主行動計画

社会福祉法人あだちの里
理事長 有賀 純三

社会福祉法人あだちの里では、人材の育成と活用を重要な経営戦略の一つと位置づけています。

当法人は、高い意欲を持ち、チャレンジ精神旺盛な女性職員のさらなる活躍の場を広げるため、女性活躍推進法に基づく行動計画を次のとおり定めます。

1 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日

2 当法人の課題

採用時における女性職員の割合は男性職員より多く、勤続年数も伸長しているものの、管理職に占める女性の割合が低い。また、女性が長く働き続けられるよう、働きやすい環境を整備する必要がある。

3 目標

(1)管理職及び役職者に占める女性比率を35%以上とし、女性が働き続けていくことのできる相談体制を充実させる。

(2)所定外労働時間を月25時間以内とし、ICT等を活用して効率的に業務を遂行することで、さらなる削減を目指していく。

4 取組内容と実施時期

令和3年度以降

女性活躍についての担当者を置き、検討課題に取り組んでいく。

- ・女性活躍についての意識を高めるための意識調査やセミナープログラム等の実施や参加を進めていく。
- ・管理職向けに女性活躍推進に関するセミナーを実施し、女性活躍の必要性についての理解促進を図っていく。
- ・女性活躍推進についての取組や考え方、女性のロールモデルとなる人材等の情報を、社内報等を通じて発信・周知する。

以上